

**「刑法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議**  
**(平成13年第153回国会・抄)**

(衆議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本法の運用に当たっては、危険運転致死傷罪の対象が不当に拡大され、濫用されることのないよう、その構成要件の内容等も含め、関係機関に対する周知徹底に努めること。

(参議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 危険運転致死傷罪の創設が、悪質・危険な運転を行った者に対する罰則強化であることにかんがみ、その運用に当たっては、濫用されることのないよう留意するとともに、同罪に該当しない交通事犯一般についても事案の悪質性、危険性等の情状に応じた適切な処断が行われるよう努めること。

(注) 原文は、縦書き。

## 「刑法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

(平成19年第166回国会・抄)

(衆議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 2 自動車運転過失致死傷罪及び危険運転致死傷罪の運用に当たっては、自動車運転による死傷事故に対し、事案の実態に即した適正な処理を行うこと。

(参議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 自動車運転過失致死傷罪が、自動車の運転上必要な注意を怠る過失行為に基づくものであることにかんがみ、その運用に当たっては、運転行為の悪質性・危険性や発生した結果の重大性など事案の実態に即した適正な処理が行われるよう努めること。また、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲が拡大されたことにかんがみ、その運用に当たっても同様とすること。

2 危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の構成要件や法定刑の妥当性については、今後の交通事故の実態や科刑状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うとともに、必要があれば速やかに適切な措置を講ずること。

(注) 原文は、縦書き。